

## 「五所川原用水路ほか機能保全計画策定業務委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和7年7月28日

青森県西北農林水産事務所長

### 記

#### 1 業務名

五所川原用水路ほか機能保全計画策定業務委託

#### 2 業務の目的及び概要

##### (1) 目的

本業務は、開水路（用水路）の機能診断を実施し、機能保全計画の策定を行うものである。

##### (2) 概要

機能診断業務 一式

機能保全計画策定業務 一式

#### 3 応募資格等

別添五所川原用水路ほか機能保全計画策定業務委託応募要領による

#### 4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添五所川原用水路ほか機能保全計画策定業務委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

#### 5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

#### 6 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所（農村整備五所川原庁舎）

TEL 0173-35-7172

メールアドレス seihokunourin\_gonousei@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 後藤、工藤

## 五所川原用水路ほか機能保全計画策定業務委託 応募要領

### 1 業務名

五所川原用水路ほか機能保全計画策定業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、開水路（用水路）の機能診断を実施し、機能保全計画の策定を行うものである。

### 3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

### 4 履行期限

令和8年3月10日（火）

### 5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

#### （1）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

#### （2）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木、農業農村工学）、博

士（農学）、農業土木技術管理士及びRCCM（農業土木部門）のいずれかの資格を有する技術者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

カ 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

## 6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

### (2) 提出期間

令和7年7月29日（火）から令和7年8月7日（木）まで  
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）

前年度から過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

エ その他応募要領において特に指示された事項

### (2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

### (3) 提出期間

令和7年7月29日（火）から令和7年8月12日（火）まで  
休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 8 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去10年間の同種業務の実績

- イ 配置予定管理技術者の能力
- ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

## 9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和7年8月20日（水）までに通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県西北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

### ア 受付窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所（農村整備五所川原庁舎）

T E L 0173-35-7172

メールアドレス seihokunourin\_gonousei@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 後藤、工藤

### イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県西北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

## 10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県西北農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年8月7日(木)(※参加表明書提出期限)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

#### 11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、7,128千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県西北農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。  
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

#### 12 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所(農村整備五所川原庁舎)

T E L 0173-35-7172

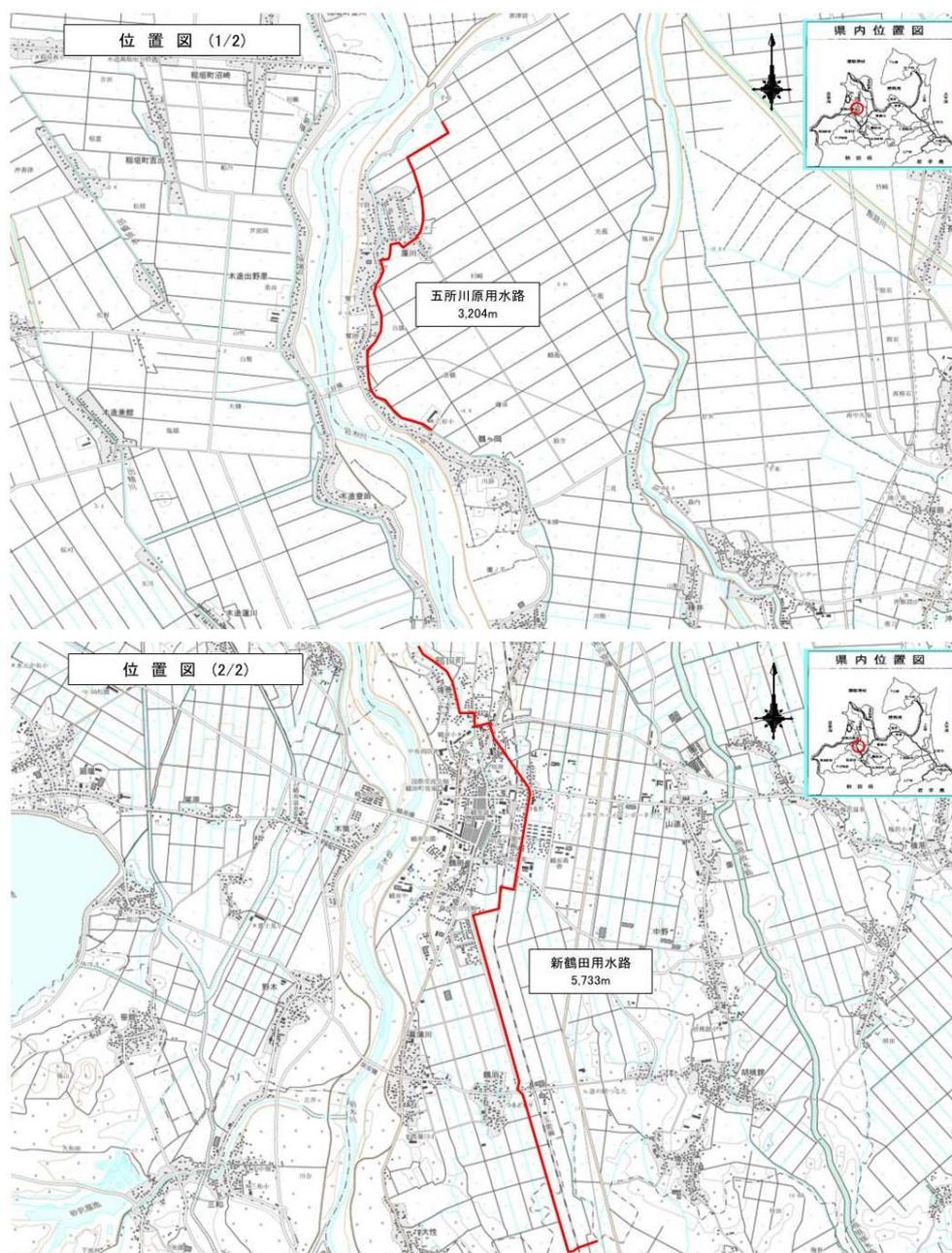
メールアドレス seihokunourin\_gonousei@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 後藤、工藤

(別添資料)

## 本地区の概要等

1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号 西農水（整五委）第25号  
業務名 五所川原用水路ほか機能保全計画策定業務委託  
業務場所 五所川原市大字藻川地内外  
履行期限 令和8年3月10日（火）

# 五所川原用水路ほか機能保全計画策定業務委託 特記仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第 1-1 条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

### (目的)

第 1-2 条 本業務は、開水路(用水路)の機能診断を実施し、機能保全計画の策定を行うものである。

### (場所)

第 1-3 条 業務場所は、五所川原市大字藻川地内外で、別添位置図に示すとおりである。

### (土地の立入り等)

第 1-4 条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (一般事項)

第 1-5 条 作業実施の順序、方法等は調査職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

### (管理技術者)

第 1-6 条 配置予定管理技術者は、技術士(農業部門:農業土木、農業農村工学)、博士(農学)、農業土木技術管理士及び R C C M(農業土木部門)のいずれかの資格を有する技術者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18 年(短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

### (担当技術者)

第 1-7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-9 条によるものとする。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、調査職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所等	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き「総論編」	農林水産省農村振興局 整備部水資源課	令和5年4月
2	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」		平成28年8月
3	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局 整備部設計課	平成27年11月

(作業条件)

第2-2条 本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について調査職員及び調査職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細については調査職員と打ち合わせた後、実施するものとする。

施設名	作業予定期間	備考
全施設	令和7年9月～令和7年11月	

- (4) 調査対象施設は落水状態を想定しているが、作業上支障となる状態が発生した場合は調査職員と協議する。
- (5) 坑内又は管内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。
- (6) 施設内に立ち入る場合は、事前に調査職員と日程調整を行うものとする。

(対象施設)

第2-3条 本業務の対象となる施設の諸元は、次のとおりである。

五所川原用水路、新鶴田用水路 8.937km

なお、詳細については別紙1【調査対象施設一覧表】による。

(参考図書)

第2-4条 本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針 2022	(公社) 日本コンクリート工学会	令和4年6月
2	コンクリート診断技術' 25		令和7年6月

(貸与資料等)

第 2-5 条 貸与資料は、次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
機能保全計画策定業務委託報告書 (各施設)	2 部

また、上記以外に必要な資料がある場合は調査職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-6 条 第 2-4 条、第 2-5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を使用することとし、作業中に改訂された場合には、改訂された最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

### 第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 機能診断業務	1 式	現地踏査、現地調査 (定点調査) 及び試験
(2) 機能保全計画策定業務	1 式	機能保全計画の策定

なお、詳細については別紙 2 【現地調査作業項目】及び別紙 3 【機能診断作業項目】に示すとおりである。

(現地作業内容)

第 3-2 条 現地調査作業の詳細は次のとおりである。なお、作業は施設管理者と調整のうえで行う。

- (1) 現地踏査  
事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特特定を

行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。

(2) 現地調査

ア 土木施設

現地踏査において決定した調査地点（定点）について、目視及び簡易な機器による計測等による調査を行い、当該地点の健全度の現状評価及び将来予測を行う基礎資料とする。

(作業の留意点)

第 3-3 条 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。

(1) 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、調査職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。

なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。

(2) 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく調査職員へ報告するものとする。

(3) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。

(4) 対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

(5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員の承諾を得るものとする。

(6) 第 2-4 条、第 2-5 条及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(7) 機能保全対策シナリオの検討に当たっては、新技術、新工法等の技術情報の収集に努めたうえで、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、

<https://nn-techinfo.jp/> を参照。

・新技術情報システム（NETIS）については、

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/> を参照。

(8) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。

(9) 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。

(10) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

・「工事工種の体系化」については、

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html) を参照。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-11条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- (1) 初回 作業着手の段階
- (2) 第2回 中間打合せ（機能診断評価時）
- (3) 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、調査職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 提出すべき成果品及び提出部数は次のとおりである。

成果品名	規格	部数	備考
1 業務報告書	A-4 縦版	6部	・施設毎に3部(正1部、副2部)
2 電子成果品	電子媒体 (CD-R等)	6部	・業務報告書に添付すること。 ・報告書の内容を全て電子データ化すること。

(成果物の提出先等)

第5-2条 成果物の提出先等は、次のとおりとする。

- (1) 報告書等は施設毎に1冊にまとめること。
- (2) 業務報告書の装丁は、チューブ式ファイルとする。
- (3) 提出先は、青森県西北農林水産事務所 農村計画課（五所川原市大字吹畑字藤巻24-12）とする。

## 第6章 定めなき事項

(定めなき事項)

第6-1条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

別紙1 【調査対象施設一覧表】

施設名称・対象構造物	施設延長（規模）		備 考
	構造物の規模	数量	
五所川原用水路	コンクリート三面装工 (B2.1m×H1.0m ほか)	3.204km	開水路 (再診断)
新鶴田用水路	コンクリート三面装工 (B1.7m×H1.1m ほか)	5.733km	
合計		8.937km	

別紙 2 【現地調査作業項目】

五所川原用水路、新鶴田用水路（線的構造物）

作業項目	作業内容	数量	備考
1 現地踏査		1 式	
(1) 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。	8.937km	五所川原用水路 3.204km 新鶴田用水路 5.733km
2 現地調査（定点調査）及び試験		1 式	
(1) 近接目視	現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。	746 m <sup>2</sup>	五所川原用水路 273 m <sup>2</sup> 新鶴田用水路 473 m <sup>2</sup>
(2) コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。	19 測点	五所川原用水路 7 測点 新鶴田用水路 12 測点
(3) 中性化深さ調査（ドリル法）	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。(NDIS 3419)	19 箇所	五所川原用水路 7 箇所 新鶴田用水路 12 箇所

別紙3【機能診断作業項目】

五所川原用水路、新鶴田用水路（再診断）

作業項目	作業内容	数量	備考
1 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	8.937km	
2 事前調査 (1) 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	8.937km	個別補正 0.5
3 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	8.937km	
4 性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	8.937km	
5 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせる対策シナリオを複数作成する。	8.937km	
6 機能保全コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。（コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。）	8.937km	個別補正 0.5
7 機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。	8.937km	個別補正 0.7
8 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	8.937km	個別補正 0.5

機能保全計画再策定に係る個別補正

別紙3【機能診断作業項目】に係る個別補正は以下のとおりとする。

作業項目	補正	理由
事前調査（問診調査）	0.5	1回目診断以降の維持管理状況等の問診のため
機能保全コストの算定	0.5	1回目で対策費を算出しており、単価の入れ替えを行うため
機能保全計画の策定	0.7	1回目で策定した保全計画を再検討するもので、施設情報以外を再作成するため
点検取りまとめ	0.5	対象作業項目数による

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格又はこれと同等の能力と経験を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績(国・県発注のもの)	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士(農業部門:農業土木、農業農村工学)、 博士(農学)	7点
	②農業土木技術管理士、RCCM(農業土木部門)	4点
	③上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験(国・県発注のもの)	
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③上記以外	0点
(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況		
①各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	6点	
②各団体の目標(推奨)単位数の半数以上を満たしている	3点	
③上記以外	0点	
	30点×技術力評価得点/技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70点×(1-見積価格/予定価格)	点
合計 (100点)		点

(様式第 1 号)

番 号  
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

参 加 表 明 書

「□□□業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail
--------------------------------------

(様式第 2 号)

番 号  
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

企画提案書の提出について

「□□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1部

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail
--------------------------------------

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

青森県西北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「□□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて  
同種業務とは
  - ① 農業水利施設の機能保全計画策定業務とする。
  - ② それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

## 配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

### 1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

### 2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

### 3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

#### 【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書 (積算内訳)

業務名：

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員		

(別紙1)

### 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2年 60 ユニット／3年 80 ユニット／4年 100 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シ ステム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年